



# 宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 4 月 23 日 (木 曜 日) 第 707 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…………… (環境管理課) 1
- 林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 1

### 公 告

- 土地改良区の役員の就任の届出 (5件) …… (団体指導検査課) 1

頁

- 土地改良区の定款変更の認可 (6件) …… (団体指導検査課) 2
- 家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催…………… (家畜防疫対策課) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了…………… (農村整備課) 3
- 入札公告…………… 3

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 351号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300497	みらいkidsホーム	延岡市古城町二丁目10番地4	医療法人社団kids	日向市大字財光寺1737番地1の1	令和8年4月15日	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

### 宮崎県告示第 352号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更しようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 形質変更時要届出区域

別図のとおり (延岡市旭町四丁目3400番 1 の一部、延岡市旭町四丁目3400番 1 地先、延岡市旭町五丁目 268番 3 の一部、延岡市旭町五丁目 268番 3 地先)

(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 2 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第 2 項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類鉛及びその化合物

### 宮崎県告示第 353号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第 3 項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び所在地
		種穂	苗木	
1442	椎葉 公之 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野 952番地	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	椎葉 公之 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野 952番地

## 公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第18項の規定により

、樺山土地改良区（三股町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	福 永 廣 文	北諸県郡三股町大字蓼池3483番地1

（任期：令和 8 年 10 月 8 日まで）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、蓼池土地改良区（三股町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	下 石 昭 廣	北諸県郡三股町大字樺山1186番地2

（任期：令和 8 年 11 月 14 日まで）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、大五郎土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	今 村 詔 伍	都城市山田町山田3212番地3
監 事	児 玉 孝 一	都城市丸谷町3816番地15

（任期：令和 9 年 3 月 31 日まで）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	柳 橋 良 一	北諸県郡三股町大字樺山4364番地4

（任期：令和 9 年 6 月 11 日まで）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、山新土地改良区（三股町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	下 沖 隆 文	北諸県郡三股町大字樺山5246番地3
監 事	竹 田 辰 文	北諸県郡三股町大字蓼池 678 番地 3

（任期：令和 9 年 12 月 24 日まで）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、奈留土地改良区（串間市）から令和 8 年 3 月 19 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）から令和 8 年 3 月 26 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）から令和 8 年 3 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）から令和 8 年 3 月 30 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）から令和 8 年 3 月 30 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）から令和 8 年 3 月 31 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項の規定により令和 8 年度の家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催期日

令和 8 年 8 月 3 日 (月曜日) から 9 月 3 日 (木曜日) まで

2 開催場所

宮崎県畜産試験場

3 家畜の種類

牛

4 受講申込手続

(1) 受講願書の受付期間

令和 8 年 5 月 7 日 (木曜日) から 5 月 29 日 (金曜日) まで

(2) 受講願書の提出先

最寄りの家畜保健衛生所

(3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近 3 か月以内に撮影した顔写真（縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートル又は縦 4 センチメートル、横 3 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 その他

(1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）を使用するのであらかじめ準備すること。

(2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
村 内	宮崎市	県営経営体育成基盤整備事業	令和 8 年 1 月 30 日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 8 年 4 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 ユニット家具（設置型ベビーケアルーム）30台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和 8 年 12 月 31 日

(4) 納入場所 宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課指定のとおりに

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額

は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和 8 年宮崎県告示第 94 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和 8 年 5 月 29 日までに下記 4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記 2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和 8 年 4 月 23 日から令和 8 年 5 月 8 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

(2) 期間 令和 8 年 4 月 23 日から令和 8 年 6 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

(2) 交付期間 令和 8 年 4 月 23 日から令和 8 年 5 月 29 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

(2) 提出期限 令和 8 年 6 月 4 日午後 2 時（送付にあっては、令和 8 年 6 月 3 日午後 5 時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 1 階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

(2) 日時 令和 8 年 6 月 4 日午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 契約の締結に関する事項

本案件に係る契約には県議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立するものとする。ただし、本契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは本契約を締結しないものとする。

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of goods and/or services required:  
Standalone baby nursing unit, 30 units
- (2) Time limit for tender: 2:00p.m. 4 June, 2026
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement 1st Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibana-dori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

**選挙管理委員会告示**

宮崎県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年4月11日現在次のとおりである。

令和8年4月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,328人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて

得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 208,298人

宮崎県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年4月11日現在次のとおりである。

令和8年4月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

小林市・西諸県郡選挙区 13,913人

西都市・西米良村選挙区 8,160人